

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第131回国会において農林水産委員会に付託された法律案は、内閣提出で衆議院継続審査1件であり、成立した。

また、本委員会付託の請願6種類26件のうち1種類1件が採択された。

〔法律案の審査〕

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案は、人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、農林漁業団体職員の老後保障等を充実させ、あわせて農林漁業団体職員共済組合制度の長期的安定を図るため、農林漁業団体職員共済組合法に基づく年金について給付の改善を図り、及び60歳以上65歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に給与比例部分に相当する額の給付とし、組合員である間の支給調整を改善する等雇用と年金との連携を図る措置を講ずるとともに、遺族給付等に係る子等の年齢要件の改善等遺族給付及び障害給付の改善の措置等を講じようとするものである。

本法律案は、国民年金法等の一部を改正する法律案、他の共済関係改正の3法案と一括して、まず本会議において趣旨説明、質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、給付と負担の在り方、60歳台前半の年金の見直しと高齢者雇用対策、次期財政再計算に基づく掛金率の見通し、公的年金制度の一元化と制度間格差の是正等について質疑を行い、討論の後、本法律案は、賛成多数で原案どおり可決された。なお、4項目の附帯決議が行われた。

〔国政調査等〕

前国会閉会中に行われた委員派遣の報告が12月8日になされた。派遣は8月31日から9月2日まで熊本県、宮崎県において、漁港、みかん樹園地、広域農道、国有林、プレカット事業協同組合、有機農業等の視察を行っている。

(2) 委員会経過

○平成6年10月6日(木) (第1回)

理事の補欠選任を行った。

農林水産政策に関する調査を行うことを決定した。

○平成6年11月1日（火）（第2回）

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

（第129回国会閣法第49号）（衆議院送付）

について大河原農林水産大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員二田孝治君から説明を聴いた。

○平成6年11月2日（水）（第3回）

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

（第129回国会閣法第49号）（衆議院送付）

について大河原農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第129回国会閣法第49号）

賛成会派 自、社、新緑、公、二院

反対会派 共

なお、附帯決議を行った。

○平成6年12月8日（木）（第4回）

派遣委員から報告を聴いた。

請願第197号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第11号外24件を審査した。

農林水産政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

※は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議	
129 -49	農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案	※衆	6. 4. 5	6.10.28	6.11. 2 可 決	6.11. 2 可 決	6. 9.30	6.10.26 修 正	6.10.27 修 正	第129回国会 衆本会議趣旨説明 衆継続 第130回国会 衆継続 6.10.28 参本会議趣旨説明

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

(第129回国会閣法第49号)

【要旨】

本法律案は、人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、農林漁業団体職員の老後保障等を充実させ、あわせて農林漁業団体職員共済組合制度の長期的安定を図るため、農林漁業団体職員共済組合法に基づく年金について給付の改善を図り、及び60歳以上65歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に給与比例部分に相当する額の給付とし、組合員である間の支給調整を改善する等雇用と年金との連携を図る措置を講ずるとともに、遺族給付等に係る子等の年齢要件の改善等遺族給付及び障害給付の改善の措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1. 60歳台前半の退職共済年金の見直し等

- (1) 60歳台前半の退職共済年金については、その年金額を給与比例部分とし、平成13年度から平成25年度にかけて、現行の仕組みから段階的に切り替えるとともに、3級以上の障害等級に該当する者、又は45年以上の農林漁業団体職員共済組合の組合員期間を有する者のうち退職した者に支給する退職共済年金の額は、60歳台前半においても、従来の65歳未満の者に支給する退職共済年金の例によることとする。
- (2) 在職支給制度については、雇用促進的な仕組みに改善することとし、給与の上昇に応じて、給与と年金との合計額が増加するような仕組みとすることとする。
- (3) 65歳未満の退職共済年金の受給権者が、雇用保険法による失業給付を受給している間は、退職共済年金の支給を停止することとするともに、組合員である65歳未満の退職共済年金の受給権者が、雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受給している間は、その者の標準給与月額に原則100分の10を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止することとする。

2. 年金額の引上げ

年金額のうち、定額部分については、全世帯の消費水準の伸び等を総合的

に勘案し、基礎年金の額の引上げに準じた額の引上げ等を行うこととする。

また、給与比例部分については、その算定の基礎となる標準給与の月額の見直しを、現役世代との均衡に配慮し、実質的賃金の上昇率に応じたものに改め、年金額の引上げを行うこととする。

3. 遺族共済年金等の改善

現行法上、遺族共済年金等の受給権者となる子等の年齢要件を、「18歳未満の子等」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子等」に改善することとする。

また、退職共済年金及び遺族共済年金の受給権を有する者については、退職共済年金の額の2分の1に相当する額及び遺族共済年金の額の3分の2に相当する額を併給できるものとする。

さらに、障害共済年金について、その受給権者が3級以上の障害等級に該当しなくなった場合に、3年を経過しても65歳までは失権しないこととする。

4. 掛金の取扱い

掛金については、新たに、賞与等を対象として、農林漁業団体職員共済組合の定款で定める割合により特別掛金を徴収するとともに、育児休業期間中の組合員について、組合員からの申出により、組合員負担分の掛金を免除することとする。

5. その他

組合員期間が6月以上ある外国人で、退職共済年金を受けることができないものに、請求により脱退一時金を支給する等、所要の措置を講ずることとする。

なお、衆議院において、在職支給の年金に関し、給与と年金との調整の基準となる額について、20万円を22万円に改めること、年金額の引上げ等に関する規定の施行期日を「本年10月1日」から「公布の日」に改めること、退職共済年金と失業給付との調整に関する規定及び退職共済年金と高年齢雇用継続給付との調整に関する規定の施行期日を「平成10年4月1日」に改めること、標準給与の見直し、定額単価の引上げ等の給付の改善については、これを「平成6年10月1日」から適用すること、標準給与の等級の上下限の引き上げについては、これを「この法律の施行の日の属する月の初日」から適用すること等の修

正が行われた。

〔附帯決議〕

農林漁業団体職員共済組合制度は、制度発足以来30年を経てきており、公的年金制度として、農林漁業団体職員の老後保障等において重要な役割を果たしている。

よって政府は、高齢化社会の一層の進展等に対応して、本制度の長期的安定と円滑な運営を確保するため、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 60歳台前半に支給する退職共済年金の見直しの実施に当たっては、その趣旨の周知徹底を図るとともに、農林漁業団体の定年延長や高齢者雇用の推進等雇用環境の整備に対する適切な指導を行うこと。
- 2 公的年金制度の一元化については、その全体像を可及的速やかに明らかにすること。
- 3 掛金率の設定に当たっては、世代間の公平性を確保しつつ、あわせて急激な負担増を伴わないよう配慮すること。
- 4 急速な国際化の進展等我が国農林漁業を取り巻く厳しい環境に対処し、本制度に加入している農林漁業団体の組織・経営基盤の安定強化が図られるよう適切に指導すること。

右決議する。